

財産の取得について

財産の取得にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月27日条例第43号）第3条の規定により議会の議決を経る必要があり、このことについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出いたします。

令和3年2月10日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

記

(1) 趣 旨

名古屋市立小学校、中学校及び高等学校における学習用機器として、プロジェクターを買い入れるもの。

(2) 財産の表示

プロジェクター 5,566 台

（数量の考え方）各学校へ必要数調査を実施

(3) 買入金額

620,400,000 円

（金額の考え方）

入札書記載金額（564,000,000 円 税抜）に消費税相当額を加算

（参考） $564,000,000（円） \times 1.1 \div 5,566（台） = 111,462（円）$

(4) 買入れの相手方

名古屋市千種区内山二丁目 6 番 22 号

株式会社フューチャーイン

常務取締役 岩間 泰大

ICT環境整備スケジュール

